

議案第 3 号

野田市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

野田市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

野田市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 26 年野田市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「、規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、服務の宣誓に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市職員の服務の宣誓に関する条例 (昭和26年野田市条例第10号)

改 正 案	現 行
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 31 条の規定に基づき、<u>職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (職員の服務の宣誓) 第 2 条 (略) 2 <u>地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u>	(この条例の目的) 第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 31 条の規定に基づき、<u>職員の服務の宣誓に関し、規定することを目的とする。</u> (職員の服務の宣誓) 第 2 条 (略)